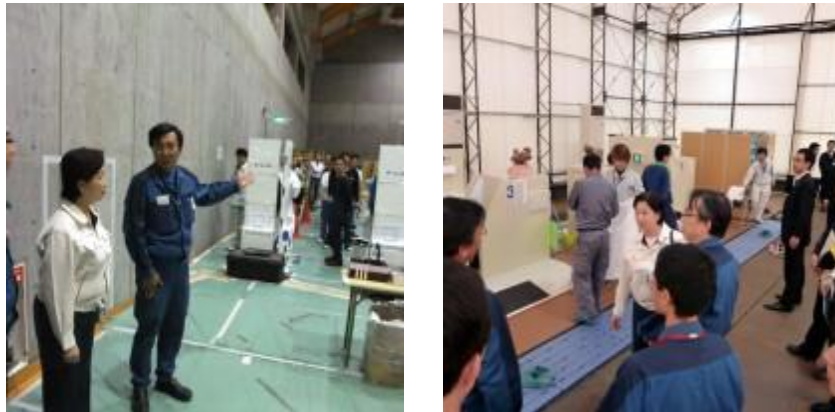


- ⑤ 平成 23 年 6 月中に新たに緊急作業に従事した労働者の内部被ばく線量と 3 月から 5 月中の従事者の未報告分について東京電力から報告を受け、連絡先不明者が計 88 人となっていることから、東京電力に対し、さらなる徹底調査と再報告を指導（平成 23 年 8 月 31 日）。
- ⑥ 東電福島第一原発での緊急作業に係る被ばく限度の引下げに向けて、検討チームを組織し、高線量被ばく作業と高線量箇所の洗い出し並びに被ばく低減措置等の検討を行うよう東京電力に指導（平成 23 年 8 月 31 日）。
- ⑦ 平成 23 年 7 月中に新たに緊急作業に従事した労働者の被ばく線量と 3 月から 6 月中の従事者の未報告分について東京電力から報告を受け、連絡先不明者が計 65 人いること等から、東京電力に対し、不明者の調査、測定の適切な実施を指導。併せて、計画外被ばくや身体汚染が発生していることについて、原因調査と改善措置を講じるよう指導（平成 23 年 9 月 15 日）。
- ⑧ 平成 23 年 8 月中に新たに緊急作業に従事した労働者の被ばく線量と 3 月から 7 月中の従事者の未報告分について東京電力から報告を受け、連絡先不明者は計 20 人となった。東京電力に対し、不明者の調査、測定 of 適切な実施を指導（平成 23 年 9 月 30 日）。
- ⑨ 平成 23 年 9 月中に新たに緊急作業に従事した労働者の被ばく線量と 3 月から 8 月中の従事者の未報告分について東京電力から報告を受け、未測定者は 173 人（うち連絡先不明者は 16 人）となった。東京電力に対し、不明者の調査、測定 of 適切な実施を指導（平成 23 年 10 月 31 日）。
- ⑩ 平成 23 年 10 月中に新たに緊急作業に従事した労働者の被ばく線量と 3 月から 9 月中の従事者の未報告分について東京電力から報告を受け、未測定者は 109 人（うち連絡先不明者は 16 人）となった。東京電力に対し、専門家（調査機関）を用いて不明者の調査を行うよう指導（平成 23 年 11 月 30 日）。

イ 作業員の被ばく事故等に係る指導

- ① 東電福島第一原発作業員健康対策室福島支部（福島労働局）が東電福島第一原発に立入調査を実施（平成 23 年 9 月 28 日）し、関係事業者に対し、8 月 31 日の身体汚染等に係る労働安全衛生法違反について、富岡労働基準監督署長名で是正を勧告（平成 23 年 10 月 5 日）。
- ② 緊急作業で使用している全面形マスクのフィットネス(※)などの状況について、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が調査結果と改善提言に関する報告書を取りまとめたことを踏まえ、東京電力に対し、報告書の提言を踏まえた対策の実施を指導（平成 23 年 10 月 14 日）。※呼吸用保護具と着用者の顔面との密着の度合い
- ③ 平成 23 年 10 月 29 日に東電福島第一原発で移動式クレーンに係る労働災害が発生したこと、また、年内に原子炉を安定的な冷温停止状態にするための工程（ステップ 2）が完了し、原発事故の収束に向けた様々な新たな工事が開始されることから、各種工事の労働災害防止対策の徹底を福島労働局に指示するとともに、東京電力に対しても発注者として安全確保措置を強化するよう指示（平成 23 年 11 月 24 日）。

- ④ 東電福島第一原発作業員健康対策室（厚生労働省、福島労働局）が東電福島第一原発等に立入調査を実施（平成 23 年 12 月 1 日、2 日）し、関係事業者に対し、移動式クレーンの運転についての合図を統一的に定め、これを関係請負人に周知していなかった等の労働安全衛生法違反について、富岡労働基準監督署長名で是正を勧告（平成 23 年 12 月 9 日）。



小宮山大臣のJヴィレッジ及びホールボディーカウンター（WBC）検査の視察の様子（平成 23 年 10 月 18 日）

ウ 作業員の健康確保等に係る指導

緊急作業従事者に対する臨時の健康診断の実施に当たっての留意事項を示すとともに、実施状況の定期的な報告を行うよう、福島労働局から関係事業者へ指示（平成 23 年 8 月 5 日）。

（2）緊急作業従事者の長期的な健康管理

- ① 東電福島第一原発の緊急作業従事者の長期的な健康管理のためのデータベースの項目と健康管理の大枠を取りまとめ、グランドデザインとして公表（平成 23 年 8 月 3 日）。
- ② 東電福島第一原発の緊急作業従事者の長期的な健康管理について、検討会報告書を取りまとめ公表（平成 23 年 9 月 26 日）。
- ③ 平成 23 年 9 月 26 日に公表した検討会報告書を踏まえ、東電福島第一原発の緊急作業従事者の長期的健康管理のため、事業者に対し被ばく線量等の記録等の提出を義務付ける等の内容の「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案要綱」について、労働政策審議会に諮問、答申（平成 23 年 9 月 30 日）。
- ④ 緊急作業従事者の長期的健康管理のために、事業者に対し被ばく線量の記録と健康診断結果の提出等を義務付けるよう電離放射線障害防止規則を改正するとともに、被ばく線量に応じた検査等の実施について定めた「東電福島第一原発における緊急作業従事者の健康の保持増進のための指針」を公表（平成 23 年 10 月 11 日）。

(3) 緊急作業従事者の被ばく線量限度の引き下げ

- ① 改正日以後に新たに緊急作業に従事する労働者の被ばく線量の上限について、原子炉施設等又はその周辺の毎時 0.1 ミリシーベルトを超えるおそれのある区域での原子炉冷却機能の喪失等に対応するための応急の作業を行う場合を除き 100 ミリシーベルトに引き下げる省令改正案について、労働政策審議会に諮問、答申（平成 23 年 10 月 24 日）し、改正省令を公布、施行（平成 23 年 11 月 1 日）。
- ② 東電福島第一原発の原子炉を安定的な冷温停止状態にするための工程（ステップ 2）の完了をもって、一部の作業で 250 ミリシーベルトに引き上げられていた被ばく線量限度の特例を廃止する省令案について、労働政策審議会に諮問、答申（平成 23 年 11 月 21 日）し、ステップ 2 の終了とともに特例省令を廃止（平成 23 年 12 月 16 日）。

(4) 原子力事故による損害賠償の手續に係る支援について

東電福島第一原発と第二原子力発電所の事故による損害賠償の手續について、労働局、労働基準監督署、公共職業安定所の窓口等で情報提供するよう労働局長へ通知（平成 23 年 9 月 12 日）。

ステップ2達成以降（平成23年12月16日～）

平成23年12月16日、政府の原子力災害対策本部において、「東京電力福島第一原子力発電所・事故収束に向けた道筋 当面のロードマップ」におけるステップ2（冷温停止状態の達成）の完了が確認され、事故の収束が宣言された。

これを受け、平成23年12月16日付けで「平成23年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令を廃止する等の省令（厚生労働省令第147号）」が施行され、被ばく限度を250ミリシーベルトとした特例省令について、一部の経過措置対象者を除き廃止とした。

このようにステップ2は完了したが、東電福島第一原発における放射線業務や、構内における各種工事は、継続して行われていることから、これらの業務、工事の際における労働者の放射線障害防止や労働災害の防止等の安全衛生対策は、引き続き、これを徹底して行うほか、緊急作業に従事した労働者の放射線被ばく線量や健康診断結果に基づくデータベースの構築と、その運用を的確に行う必要があった。

さらに、東電福島第一原発から放出された放射性物質により、福島県をはじめ東日本の広範囲にわたり土壌等が汚染されたため、この除染が原発事故に係る政府の重要課題となっているが、この除染作業には多くの労働者が携わることから、労働者の放射線被ばく防止を図る必要があった。

以上の課題を踏まえ、次のような取組を行った。

（1）東電福島第一原発に対する指導等

- ① 11月までに緊急作業に従事した労働者の被ばく線量について東京電力から報告を受け、連絡先不明者は10人となった（平成23年12月27日）。
- ② 12月までに緊急作業に従事した労働者の被ばく線量について東京電力から報告を受け、被ばく線量が100ミリシーベルトを超えた者は167人で増加しておらず、50超～100ミリシーベルトの者が前月比26人増の697人となった（平成24年1月31日）。
- ③ 東電福島第一原発作業員健康対策室福島支部（福島労働局）が東電福島第一原発等に立入調査を実施し（平成24年1月25日、26日）、放射線にさらされる業務への配置換えの際に、健康診断を実施していなかった等の労働安全衛生法違反について、関係事業者に対し、富岡労働基準監督署長名で是正を勧告（平成24年2月2日）。